



令和 5 年 月 日

入間市長 杉島理一郎 様

入間市国民健康保険運営協議会
会長 松下庄一

令和 6 年度における国民健康保険税率等の改定について（答申）

令和 5 年 5 月 23 日付け入国医第 160 号で諮問された下記の事項について、埼玉県国民健康保険運営方針や当市の現状を踏まえて協議した結果、令和 6 年度における国民健康保険税率等について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問に対する答申

(1) 賦課方式の変更について

- ・ 賦課方式の 4 方式から 2 方式への移行

医療給付費分における資産割額と平等割額について廃止し、賦課方式を 2 方式へと移行する。

(2) 保険税率等の改定について

令和 6 年度に税率改定を実施する。税率等については次のとおり。

- ・ 医療給付費分

所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合：100 分の 7.4 から 100 分の 6.5

当該年度分の固定資産税額のうち土地および家屋にかかる部分に乗ずる割合：廃止

被保険者均等割額：一人について 20,000 円から 35,000 円

世帯別平等割額：廃止

- ・ 後期高齢者支援金等分

所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合：100 分の 2.4 から 100 分の 2.7

被保険者均等割額：一人について 10,000 円から 16,000 円

- ・ 介護納付金分

所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得に乗ずる割合：100 分の 1.6 から 100 分の 2.3

被保険者均等割額：一人について 13,000 円から 16,000 円

2 付帯意見

賦課方式の4方式から2方式への移行は、被保険者の不公平感の解消を図る上でも、県国保運営方針に基づく改定を行う上でも必要であると思われる。令和5年度における県内63市町村の賦課方式をみると既に43市町村（68%）が2方式へと移行しており、当市の賦課方式を2方式へと移行することについては差し支えないと判断する。

資産割と平等割を廃止し、2方式へと移行することは、資産割と平等割に賦課していた分を所得割と均等割で賦課する必要がある。その上で、標準保険税率との乖離を解消するための改定を実施することとなるため、均等割の引き上げ幅が大きくなる。

応益割である均等割の引き上げ幅が大きくなることは、所得の低い世帯や人数が多い世帯の負担が大きくなることから、強く配慮を求められるところであるが、令和9年度に県内市町村の保険税率の準統一を掲げている県国保運営方針においては、応能割と応益割との比率を概ね53：47としていることを鑑み、段階的に応益割である均等割を引き上げることはやむを得ないと判断する。

また、今回の税率改定で標準保険税率との乖離を一度に解消するのではなく、段階的に改定を実施することで被保険者の負担増の激変緩和を図られたい。なお、次回の税率改定については、被保険者の負担増を避けるために令和7年度での実施は見送り、令和8年度以降の実施が望ましいと考える。

国保税収入は国保財政の根幹をなすものであるが、国保財政の健全化に向けては税率改定のみには重きを置くのではなく、国保加入者の健康保持増進に向けた保健事業や医療費適正化への取組、レセプト点検の強化やジェネリック医薬品の利用促進などに努め、歳出の削減に努めることを求める。また、更なる保険者努力支援の獲得や収納率の向上など、税率改定以外の歳入の増加についても努められたい。

なお、国民健康保険においては、高齢者が多く加入しており医療費水準が高い一方、被保険者の所得水準が低く保険税の負担率が高いという構造的な問題を抱えており、財政運営そのものが困難な状況であることから、国や県に対し、国庫負担の引き上げや財政支援の拡充、県国保財政安定化基金の積極的な活用について強く要望することを重ねて求める。